

孤独・孤立対策関係施策一覧における非予算事業の概要（地域福祉課分）

○ 経済的事情に基づくデジタルデバイドの是正

令和2年11月に、生活困窮者の方についても携帯電話等の契約を行うことが出来るよう一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体等へ情報提供を行っている。令和5年度にはリストを更新し、自治体へ再周知を行った。通信機器が利用できないことで孤立することがないよう、引き続きリストの周知を進める。

○ 民生委員・児童委員活動への支援

都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について交付税措置しており、令和2年度に引き上げを実施しており、都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえて引き続き支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

○ 社会福祉協議会への支援

各都道府県社会福祉協議会へ福祉活動指導員を、各市町村社会福祉協議会へ福祉活動専門員を設置するために必要な経費を交付税措置しており、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況を踏まえて、引き続き、その設置に必要な経費について支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

コミュニティ形成支援事業

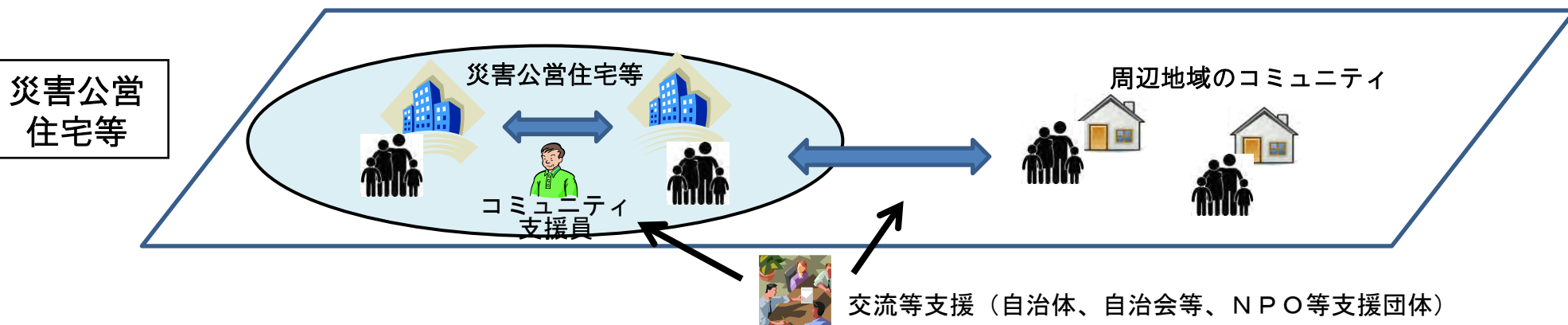
【被災者支援総合事業②】

趣 旨

○被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。

事業の概要

- ①災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。
- ②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材(コミュニティ支援員)を配置。



「心の復興」事業

【被災者支援総合交付金③】

趣 旨

- 閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（NPO）等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災者自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 被災3県外における避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

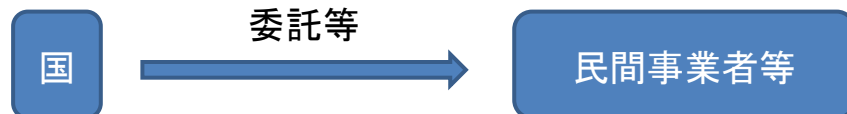
先進的モデル事業（消費者庁地方協力課）

令和6年度予算（案）額 0.8億円
（令和5年度予算額 1.1億円）

事業概要・目的・必要性

- 厳しい人的・財政的制約の下で、地方消費者行政の政策効果を最大限に高めるとともに、深刻化する社会的な孤独・孤立に根差した消費者問題等に対して、広域連携や官民連携の活用など行政手法を工夫しつつ、地域の関係者が一体となって取り組む体制を整備することが必要です。
- 全国に共通する課題に対して、実効性のある事業モデルを構築し展開することで、地方公共団体における事業の企画・取組を支援します。
- 国が公募により選定した民間事業者をプラットフォームとして、地域の関係者間で連携を図りつつ、効率的かつ効果的に事業を実施することによって、先進的な手法による、地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた取組を実現します。
- 事業で創出した優良事例について全国的な横展開を図ることで、他の地方自治体における自主財源を活用した積極的な取組を促進します。

資金の流れ



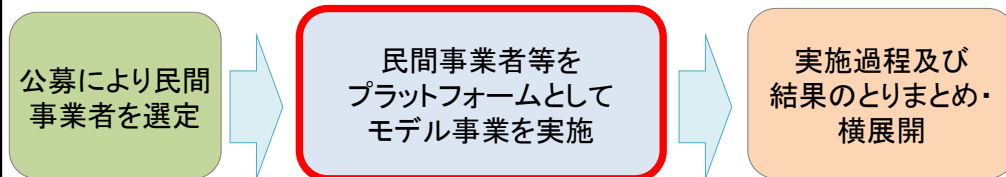
事業イメージ・具体例

公募により、5事業程度（1事業あたり1,000～3,000万円程度）を選定し、民間事業者等の企画提案に沿って事業を実施します。

<事業例>

- 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供の取組の推進
- 大規模イベント会場における食品ロス削減の実証
- 地域で活動する事業者・団体等による見守り活動の促進事業の実施
- 消費者志向経営の推進に向けた効果的な事業の実施
- 消費生活相談員の担い手確保に向けた取組の実施

など



期待される効果

- 地域の消費者政策における近年の重要課題の解決に向けて、広域連携や官民連携等を活用した先進的な行政手法をとりまとめます。
- 地方においてモデル事業を実施し、その取組を他地域にも展開することで、全国的な対応力強化を図ります。

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和6年度予算（案）額 **16.5億円**
（令和5年度予算額 17.5億円）

事業概要・目的・必要性

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性に留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要です。
- 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）では「消費生活相談サービス向上への体制再構築」を推進することとされています。地方消費者行政においても、消費生活相談のデジタル化を通じて、消費者の利便性の向上や消費生活相談員が力を発揮できる環境づくりをすることが喫緊の課題です。また、悪質商法などの悪質商法対策等の課題に的確に対応するため、消費生活相談等の体制の充実・強化も必要です。さらに、食料品等の価格の高騰により消費者の家計を圧迫していることから食料品等を無駄なく有効活用する取組を更に進める必要があります。
- 令和6年度は、①消費生活相談のDXや自治体連携の推進、②消費生活相談及び法執行の対応力向上、③物価高騰・食品ロス削減対策、などに取り組む地方公共団体を重点的に支援します。
- 「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱とします。
 - ①地方消費者行政強化事業
地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体の取組（特に消費生活相談のデジタル化）を支援します。
 - ②地方消費者行政推進事業
「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業を引き続き支援します。

事業イメージ・具体例

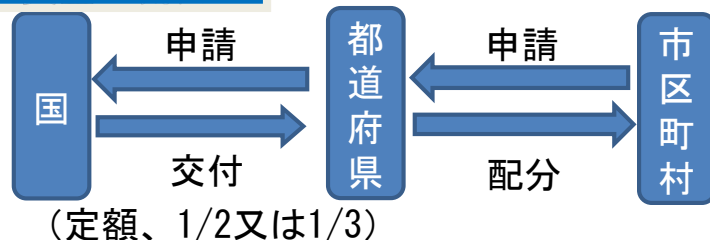
1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞

○重点事業

- ①消費生活相談の情報化対応や自治体連携の推進（一部事業を期限付きで定額補助）
（消費生活相談のDXに資する取組に関する費用（メール、SNS等による相談受付に必要な経費等）、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップ等に必要な謝金・旅費等）
- ②消費生活相談及び法執行の対応力向上
（消費生活相談員等の研修参加に必要な経費、高度・困難な消費生活相談の対応に必要な経費、悪質事業者への法執行を強化するための経費）
- ③物価高騰・食品ロス削減対策
（食料品等の有効活用及び食品ロス削減対策に必要な経費 等）
 - （1）重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化
 - ①消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実
 - ②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用
 - ③消費者教育・啓発への取組
 - ④SDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）
 - ⑤法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組
 - （2）国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政のデジタル化・自治体連携、消費生活相談員のスキルや対応力の向上、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる、持続可能な地域体制の維持・充実を確保します。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現します。

令和6年度当初予算案 1.0億円（80百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 保険者協議会は、都道府県単位で設置され、保険者横断的に住民の予防・健康づくりと医療費適正化を推進する取組を行っている。保険者が共通認識を持って取組を進めることができるよう、保険者が行う加入者の健康の保持増進や都道府県内の医療費の調査分析など医療費適正化の効果的な取組を推進するために必要な体制を確保できるよう、保険者協議会が行う保健事業を補助する。

※1 都道府県内の医療費の適正化については、被用者保険を含め、都道府県と保険者が同じ意識をもって共同で取り組む必要がある。こうした観点から、保険者と後期高齢者広域連合が都道府県ごとに共同で「保険者協議会」を組織し（高齢者医療確保法）、都道府県や必要に応じて医療関係者等の参画も得て会議を開催している。

※2 第3期の医療費適正化計画からは、都道府県が医療費適正化計画の策定に当たって、保険者協議会に事前に協議することとなった。また、都道府県は、計画に盛り込んだ施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者協議会を通じて、保険者、医療関係者等に必要な協力を求めることができることとされている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【保険者協議会が行う事業（補助率）】（案）

◇保険者協議会の開催等（1／2）

医療計画（地域医療構想）、医療費適正化計画への意見提出に係る、専門家等を活用したデータ分析、意見聴取等を行うための保険者協議会、専門部会等の開催

◇データヘルスの推進等に係る事業（2／3）（令和6年度1／2→2／3）

保険者等が実施する、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の推進を図るために実施する事業等

◇特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発に係る事業（1／2）

特定健診等の受診率向上のため、保険者等が共同して行う積極的な普及・啓発活動等

◇特定健診等の円滑な実施のための事業（1／2）

保険者等への情報提供を迅速かつ効率的に実施するためのHPの作成等

◇特定保健指導プログラム研修等事業（1／2）

特定保健指導を行う医師、保健師及び管理栄養士等に対するプログラム習得のための研修の実施

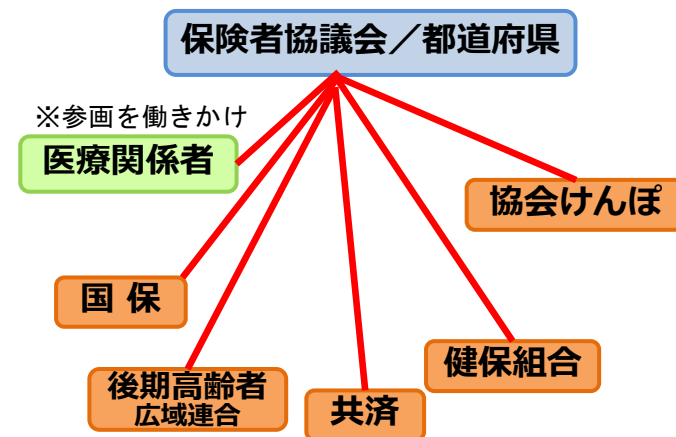
◇特定健診と各種検診の同時実施の促進事業（1／2）

被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施等

◇保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業（1／2）（令和6年度追加）

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用の推進

医療関係者等の協力も得て、協議会を活用しながら、健康増進や医療費分析等を推進



実施主体等

【実施主体】保険者協議会

博物館機能強化推進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

397百万円
439百万円）



背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

（1）Innovate MUSEUM事業（302百万円）

① Museum DXの推進 60百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：3件 × 20百万円

② 特色ある博物館の取組支援 200百万円

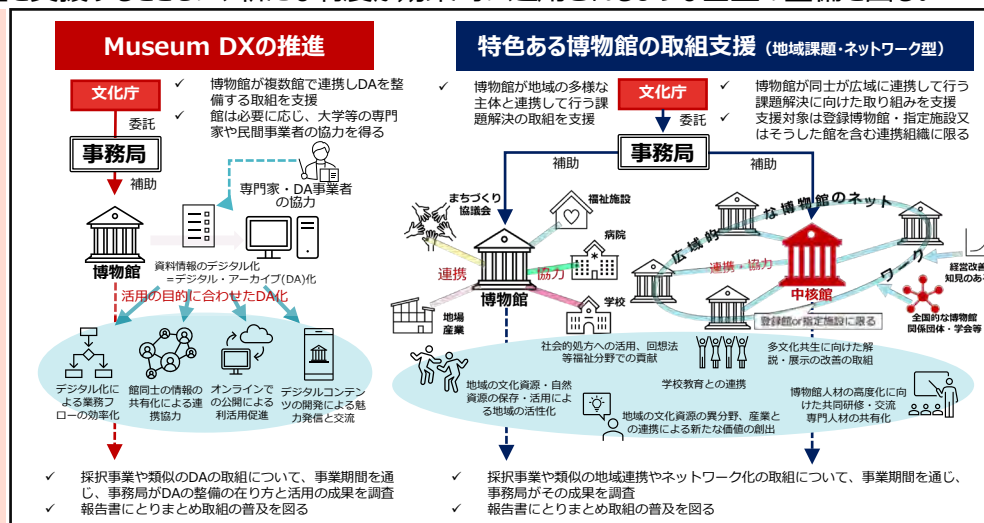
これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。また令和6年度から新たに民間博物館の力を最大限に発揮した公益に資するための事業も支援する。

- 件数・単価：i) 地域課題型 20件 × 4百万円
ii) ネットワーク型 5件 × 20百万円
iii) 民間博物館活用型 2件 × 10百万円（新規）

（2）新制度におけるミュージアム応援事業（95百万円）

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件 × 10百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証・派遣等）
ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件 × 18百万円（新制度に伴う相談業務等）
iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 55百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等） 他



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和4年	令和5年	令和6年
50	33	30

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和4年	令和5年	令和6年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和7年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度50%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される、

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

国立公園等利用等推進事業費

(1) 国立公園満喫プロジェクト推進事業



【令和6年度予算（案） 520百万円（520百万円）】

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- ② 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容

平成28年3月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つに国立公園が位置づけられ、国立公園訪日外国人利用者数は2019年に667万人まで増加。しかし、**新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光客が大幅に減少**し、国立公園の観光地で大きな打撃が生じた。インバウンドが急速に回復する中、国立公園満喫プロジェクトの取組を全34公園に順次水平展開し、**国内外利用客の早期回復、脱炭素型のサステナブルな観光地の形成、受入環境向上等**に向け、以下を実施。

- ・ **国内外からの国立公園のディスティネーション化**（各公園のストーリーに基づくコンテンツの質の向上と戦略的情報発信、人材育成・民間企業との連携体制構築等）
- ・ **世界水準の国立公園づくり・全国展開**（各公園の利用のストーリーづくり、公園計画及び管理運営計画の改定、利用の行動計画としてステップアッププログラム等の作成・改訂、自治体との連携促進、広域周遊促進等）
- ・ **脱炭素型公園づくりの推進**（計画等の検討、サステナブルツーリズム推進）
- ・ **公園事業の改善指導、利用者負担の保全の仕組みづくりの推進**

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



各国立公園の魅力的な自然体験アクティビティの質の向上、プロモーション戦略に基づく情報発信、商談会実施、ガイド等の人材育成、オフィシャルパートナーによる取組促進等



利用のストーリーづくり、公園計画及び管理運営計画の改定、ステップアッププログラム等の新規策定、サステナブルツーリズム推進のための取組計画検討



入域料や保全協力金等の導入に向けたアンケート調査、実証実験、導入に向けた計画づくりの実施

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

目的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり10,021千円

補助率：2／3

実施主体：市町村（特別区含む）

子育て支援を行う
民間団体等※
(こども宅食等)

※要対協の構成員に限定しない

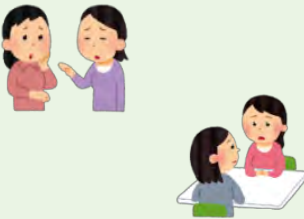
支援スタッフが訪問等を実施

見守り体制
の強化

こどもの居宅等



状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等



見守り支援

- 支援が必要なこども等の把握
- 養育状況の把握 ■ 心のケア
- 孤独・孤立の解消 など

相互連携・
情報共有

定期的な状況把握・支援

要保護児童対策地域協議会

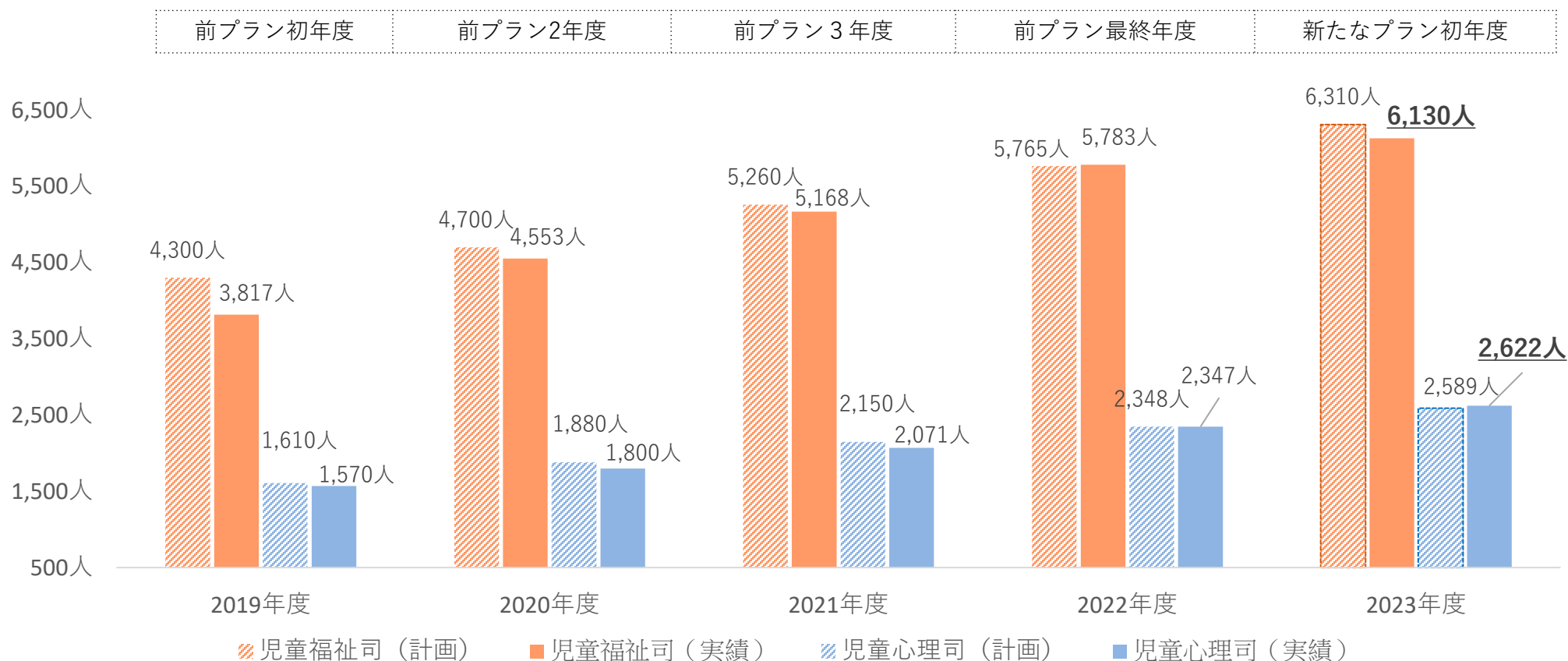
- ・ 支援対象児童、特定妊婦等の状況の確認に関する役割分担の決定
- ・ 確認や支援に関する進捗管理、総合調整 等



令和5年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について

令和5年度の配置状況

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、4年間（2019年度から2022年度）で児童福祉司を2,020人程度増員する目標を1年前倒しで概ね達成したため、令和4年度は更に505人の増員を目標とし、令和4年度内に5,783人の体制となり、この目標も達成した。
- 令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和4年12月15日に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童福祉司を令和6年度末までに1,060人程度、児童心理司を令和8年度末までに950人程度増員することとした。
- 令和5年度の配置状況については、年度内に児童福祉司が6,138人、児童心理司が2,599人体制となる見込み。



新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント

(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

<児童相談所>	令和4年度実績		目標	増員数
児童福祉司	5,780 人程度	→	6,850 人程度 (令和6年度)	令和5・6年度で + 1,060 人程度
児童心理司	2,350 人程度	→	3,300 人程度 (令和8年度)	令和5～8年度で + 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

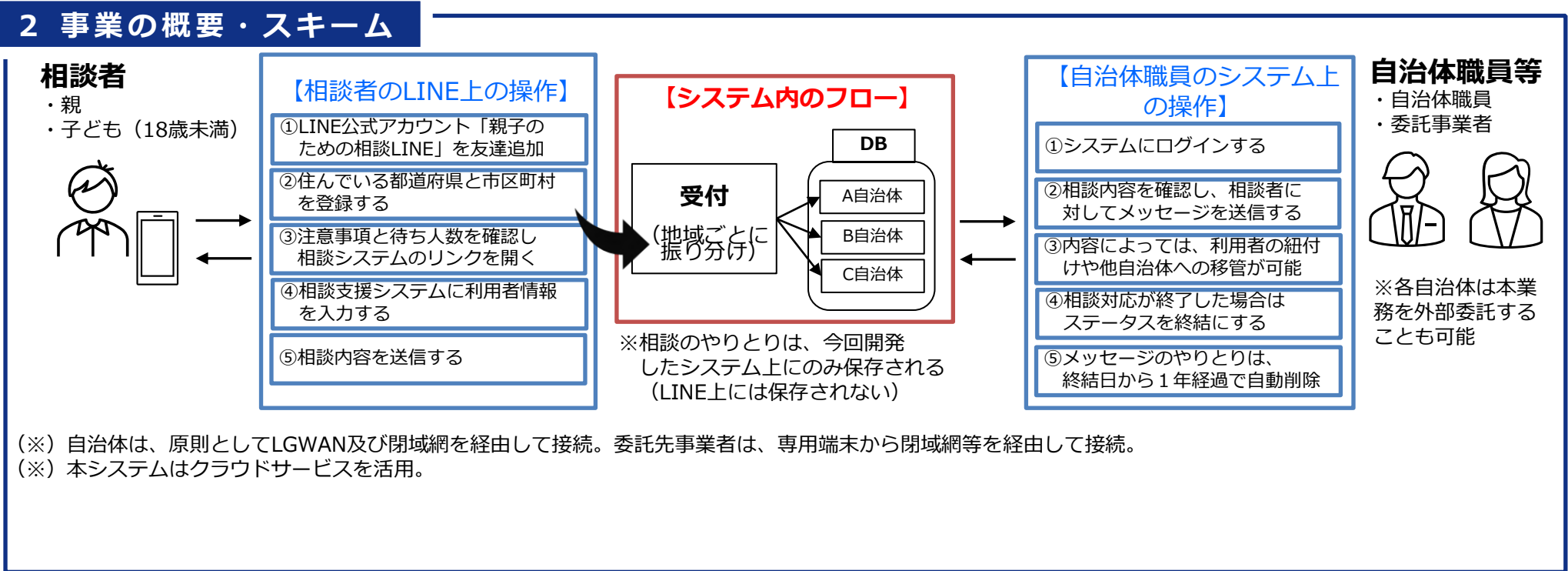
※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費
令和6年度予算案：3.0億円（R5当初：2.9億円）

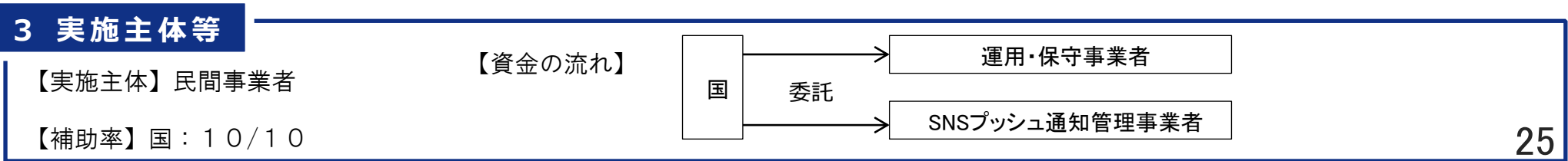
目：情報処理業務庁費
※デジタル庁一括計上予算

1 事業の目的

○ 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。
(※) 本システムはクラウドサービスを活用。



未成年後見人支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

2. 事業内容

（1）未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

（2）未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

3. 実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】

（1）・（2）共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

（1）未成年後見人の報酬事業

1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

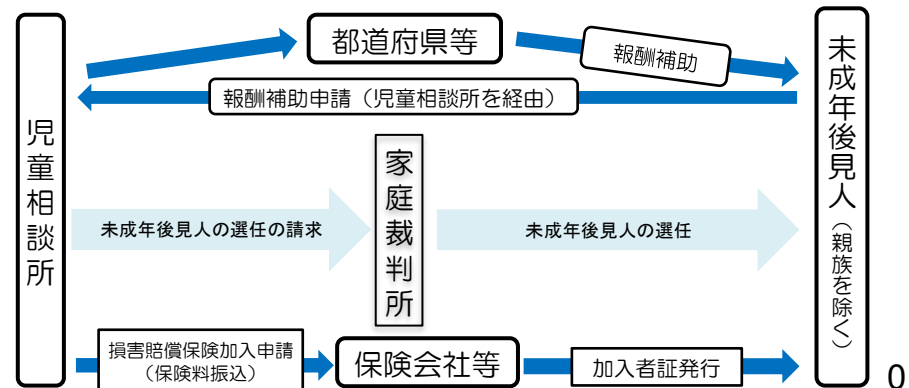
（2）未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円

② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2



食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和6年度予算（案） 152百万円（152百万円）】

食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入、食品ロス削減や孤独孤立対策に資するフードドライブ等の地域実装と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等の指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 食品ロス削減対策マニュアルの改訂等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 食品ロス削減に有効な対策に関する検討

2. 消費者等の行動変容の促進

- 対策の地域実装の支援と効果検証
(食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入、フードドライブ等)
- 食品ロスポータルサイトの拡充

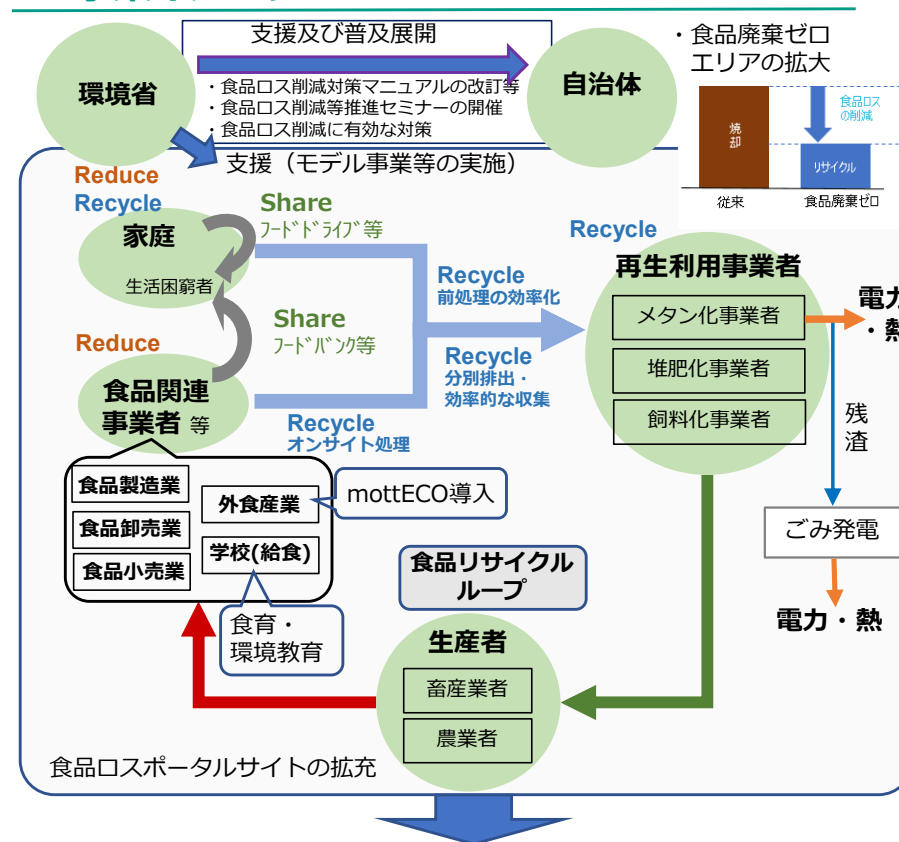
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

4. 事業イメージ



2030年食品ロス半減目標の達成

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

令和6年度予算（案） 9百万円
（前年度予算額） 9百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



※市町村が単独実施の場合、市町村が2/3負担で実施が可能（国は1/3補助）

事業の方向性

・20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約89万人（令和2年国勢調査より）。令和3年度の高等学校中退者は約4万人で前年度より増加（文部科学省調査より）。
・高卒認定試験受験の目的は、大学等への進学が約65%、就職が約18%となっている（令和4年度受験者アンケートより）。高校卒業資格を得ることで進学や就職、資格試験の受験資格取得等の機会増加が期待される。

課 題

・自治体に対する意向調査では、高校中退者等への学習支援等を実施している自治体は約5%にとどまった。現状、学習支援等を実施できていない理由としては以下のような課題が挙げられた。（文部科学省調べ）
①事業実施のためのノウハウがない（37%）
②予算や人員の確保が困難（33%）
→上記の課題に対して、国からの取組の支援や、事業実施のノウハウを横展開することは重要。

これまでの取組（平成29年～）・今後の方向性

・これまで、30の自治体等が事業を実施（※一部、継続団体の重複あり）
・受講者の進学・就労実績のモデル構築・展開
・地域資源活用やステークホルダーとの連携について、広報誌や全国協議会を通じ自治体、厚労省、法務省と連携し情報提供
・補助要綱改正で基礎自治体への直接補助を実現（令和3年度より）
・250以上の自治体は、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答しており（文部科学省調べ）、国の後押しによる取組拡充の余地は大きい。

事業概要

高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。

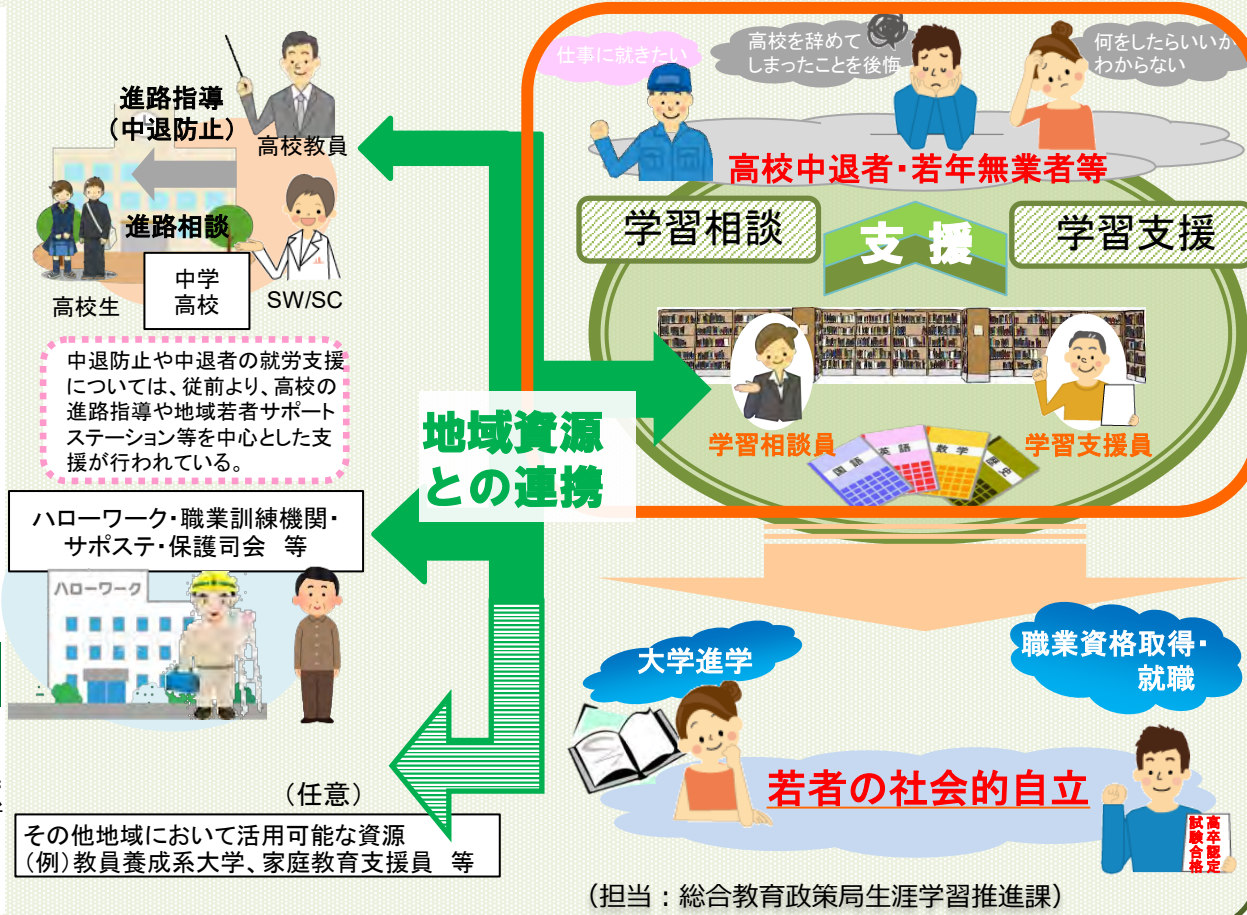
【実施主体】 都道府県・市町村
件数・単価（国庫補助額）：9箇所×約100万円（予定）

- ### ①支援体制の構築

 - 地域住民・企業・民間団体、労働局、保護観察所等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、優良事例の横展開を目指し、全国的な取組の推進・強化を図る。
- ### ②学習相談等の提供

 - 教育委員会OBや退職教員、福祉部局職員、保護司等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介、④就労に関する相談や職業訓練に関する紹介など関係機関と連携し学習・就労に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。
- ### ③学習支援等の実施

 - 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習の場を提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、ボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。
また、就労希望者にはES添削や面接練習等を併せて実施する。



（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和6年度予算案
(前年度予算額)

1.36億円
1.41億円)



文部科学省

現状・課題

- ・障害当事者にとって、生涯学習機会が少ない。どのような学習があるか知らない。
- ・自治体における障害者の生涯学習活動のため持続可能な体制が整っていない。
- ・障害/障害者の学びに関する理解を深めていくことが必要。
- ・「合理的配慮」の義務化（改正差別解消法）、「情報保障」の確保の法制化（情コミュ法・読書バリアフリー法）

事業内容

「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～」(令和4年度)

① 障害当事者の声（アンケート調査）

- ・生涯学習機会が「十分にある」「ある程度ある」 **38.2%***
- ・現在生涯学習に取り組んでいる **20.7%**
- ・生涯学習に取り組んでいない理由：
どのような学習があるのか、知らない **55.8%**

*参考：平成30年度調査：「とてもある」「ある」 34.3%

② 自治体への調査

障害者の生涯学習に関するコーディネーターがいる。*

都道府県 **46.3%**
市区町村 **16.1%**

*参考：平成29年度調査
都道府県 2.9% 市区町村 4.2%

現状分析・ 課題整理

1. 生涯学習を通じた 共生社会の実現に関する調査研究 3百万円（3百万円）

テーマ別の調査研究を実施し、障害者の生涯学習に関する現状分析、課題整理を行う。

例：地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査（R4）、重度重複障害児者等の生涯学習に関する実態調査（R3）など

2. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 108百万円（116百万円）

課題解決に資する実践研究を実施。都道府県レベルの持続的な体制整備、市区町村と民間団体等との連携及び大学等による多様なプログラムの開発・実証を支援し、好事例やノウハウを蓄積する。

持続的な体制整備

- (1)地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築
・都道府県(指定都市)におけるコンソーシアム形成。都道府県(指定都市)が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が連携構築

単価:620万円/件 件数:10箇所 対象:都道府県、指定都市

生涯学習プログラムの開発・実施

- (2)地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進
・市区町村と民間団体等の連携による多様な学習プログラムの開発・実施
・重度重複障害者向けの訪問型学習プログラムも対象

単価:130万円/件 件数:30箇所 対象:市区町村、民間団体等

- (3)大学・専門学校における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築
・大学等における専門性を活用した学習プログラムの研究・開発
・学生の参画による、若年層への障害理解を推進するプログラムの実施

単価:150万円/件 件数:6箇所 対象:大学、専門学校

合理的配慮/情報保障による
学習プログラムの実証も実施

3. 普及・啓発活動の強化 24百万円（22百万円）

障害者の生涯学習活動を広げるため、1.の調査結果や2.の実践研究の成果を発信/水平・垂直展開するコンファレンス等を実施するとともに、アドバイザーの派遣を行う。

(1)障害者参加型フォーラム

障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向け、障害当事者・関係者等の参画を得て、障害者の学びに関係するテーマ(先進的な学習プログラムやICTを活用した学び、読書バリアフリーなど情報保障等)にて対話を行うフォーラムを開催する。

(2)共生社会コンファレンス

障害者の学びの場の充実を目指し、障害者本人による学びの成果発表等や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議を行う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国各地域ブロックで開催。来年度より、障害種別や実施主体別等のテーマ型コンファレンスも開催。

(3)アドバイザー派遣

全国における障害者の生涯学習の活動を支援するため、新たに取組を実施・検討しようとする団体等に対して、要請に応じて、障害者の生涯学習推進に関する様々な知見を有する人材をアドバイザーとして現地派遣等を行う。

普及・啓発

新たな課題と
テーマの発掘

ゴール

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を実現する。

担当：男女共同参画共生社会学習・安全課

ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）

・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援

⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する

⇒レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する

・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う

・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体）1/3

（1）ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

（2）ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

拡充 A キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

拡充 B イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

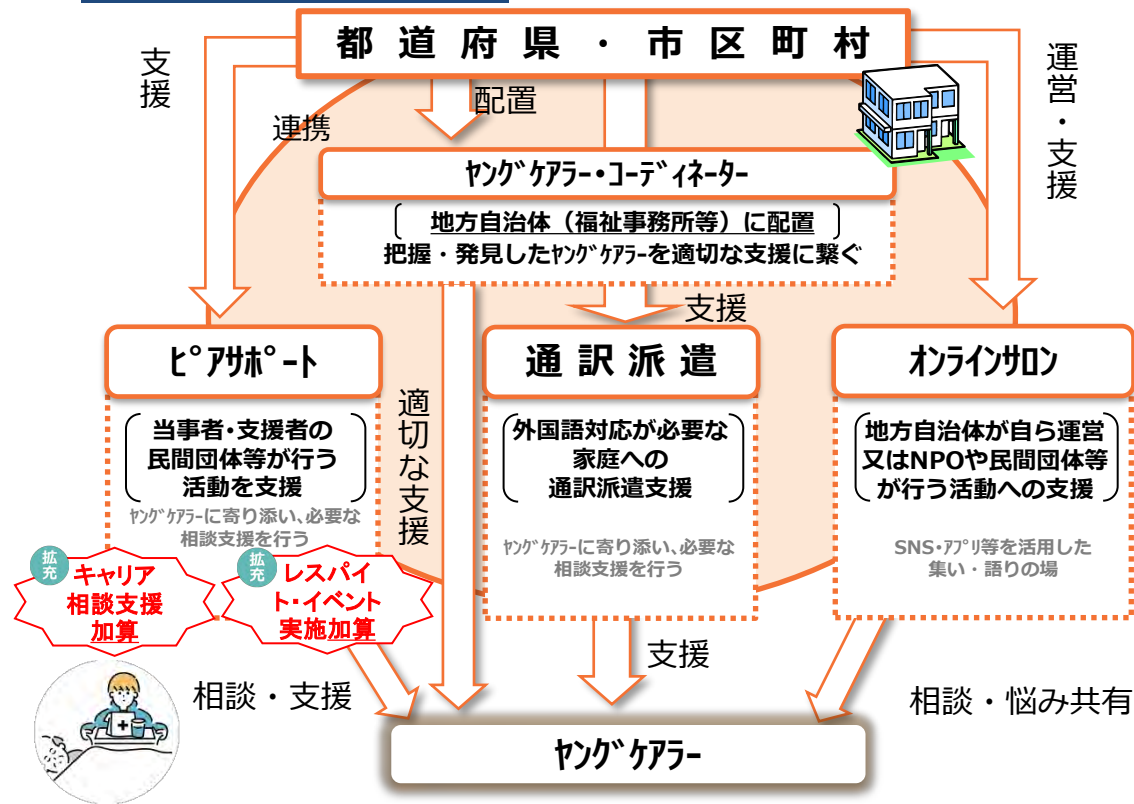
（3）オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

（4）外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1. 事業内容

ヤングケアラー^{（注）}の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

（注）本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

（1）実態調査・把握

①実施主体	都道府県、市区町村
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり 7,669千円 1 中核市・特別区あたり 4,168千円 1 市町村あたり 2,313千円
③負担割合	国：2／3 実施主体（自治体）：1／3

※事業導入当初の時限的な措置として補助率を高上げ

（2）関係機関職員研修

①実施主体	都道府県、市区町村
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり 4,086千円 1 中核市・特別区あたり 2,430千円 1 市町村あたり 1,775千円
③負担割合	国：2／3 実施主体（自治体）：1／3

※事業導入当初の時限的な措置として補助率を高上げ

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

（2）関係機関職員研修

ヤングケアラー

（1）実態調査・把握

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアウトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>
令和6年度当初予算案 0.11億円 (0.11億円)

1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

(内 容)

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）



<児童虐待防止対策推進事業委託費>
令和6年度当初予算案 2億円(2億円)

1. 事業内容

- ① 令和4年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件(速報値)と、3年連続で20万件を超え、過去最多となっている。また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行**されているところである。本事業では、年間を通じて、また毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」においては特に集中的に、**児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」等をはじめとした児童虐待防止に関して様々な広報展開を行う**ことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるが、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。このため、厚生労働副大臣と文部科学副大臣を共同議長とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が令和3年5月、今後取り組むべき施策をとりまとめた報告書において、**令和4年度から3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」**に据えていることを踏まえ、まずは中高生の認知度5割を目指し、集中的な広報啓発を実施し、もってヤングケアラーが早期に発見され、適切な支援につながる社会風土を築くことを目的とする。

<広報啓発内容>

- ☑ クリエイティブ(ポスター・リーフレット)の制作、印刷、梱包・発送
 - ☑ クリエイティブ(普及啓発動画)の制作、発信・展開
 - ☑ 特設ホームページの制作、コンテンツの追加・更新 等
- ※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

2. 実施主体

国(公募により、委託事業者を選定)



令和5年度：制作クリエイティブ(参考)



【令和6年度予算（案） 397百万円（230百万円）】

国民の命を守るため、地域社会が一体となって取り組む、具体的かつ効果的な熱中症対策を促進します。

1. 事業目的

- ・国民における熱中症予防行動の促進
- ・熱中症に係る新たな制度（※）を普及・推進するための効果的な運用に関する検討
- ・熱中症特別警戒情報等を的確かつ迅速に発表するための調査の実施 ※熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等、改正気候変動適応法（令和5年5月公布）により創設された新たな制度（以下「熱中症新制度」という。）
- ・地域における熱中症対策の強化

2. 事業内容

- ・「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、メディアやSNS等を活用した一般国民向けの普及啓発に努めるとともに、個人の行動変容に繋がる熱中症対策を普及させる。
- ・国内外の事例を参考に、熱中症新制度を活用した対策を普及、推進していくための調査や、地方公共団体等の効果的な運用に関する検討を行う。
- ・熱中症特別警戒情報等の発表の前提となる情報及び熱中症患者発生に係る情報を収集、整理、分析及び提供する。
- ・熱中症対策に関して、地域の団体や企業との協働等に取り組む地方公共団体等を支援し、優れた取組を取りまとめるとともに、横展開を図るため、地方公共団体等を対象にした研修を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業＋運営費交付金
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

■ 普及啓発の実施

ポスター等の活用

熱中症警戒アラート等



的確かつ迅速に発表するための調査を実施

■ 地域における熱中症対策の強化

独居高齢者等への見守り・声かけ活動

指定暑熱避難施設の設置



（例）群馬県上野村



（例）東京都品川区

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和6年度予算案 11.4億円の内数（令和5年度予算額8.1億円の内数）

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況

・市町村による中核機関の整備	935市町村（53.7%）/ 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	19都道府県（40.4%）/ 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- （1）のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。



一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

令和5年度予算：545億円の内数
令和6年度予算案：531億円の内数

対象者

- 一時生活支援事業（シェルター事業）：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談・
訪問指導


住居に不安を
抱えた
生活困窮者
路上、河川敷、
ネットカフェ、
サウナ、友人宅

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

・宿泊場所や食事の提供 ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

地域居住支援事業

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援 ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行った。

期待される効果

- シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

住居確保給付金

令和5年度予算： 545億円の内数
令和6年度予算案： 531億円の内数

対象者

離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等

概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、自営業者の場合は、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



居住不安定者等居宅生活移行支援事業

令和6年度予算（案）：531億円の内数

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

（1）居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

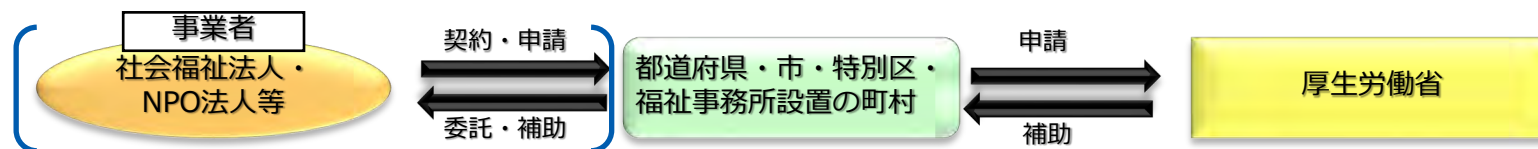
（2）居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

（3）入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



- （1）実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- （2）補助率：国 3 / 4、自治体 1 / 4

就労準備支援事業

令和5年度予算： 545億円の内数
令和6年度予算案： 531億円の内数

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



期待される効果

- 社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

若年被害女性等支援事業【令和3年度創設】※平成30年度からモデル事業として実施

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数 (23 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性について、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談支援等を実施。

(2) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

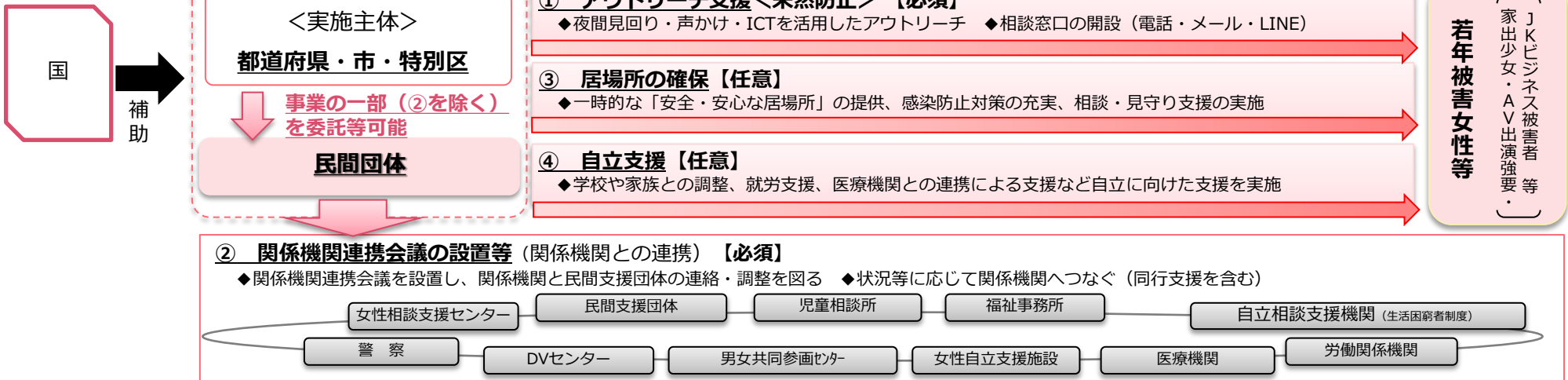
(3) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された若年被害女性について、居場所を提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、不安や悩み等に対する相談支援を実施。

(4) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

<事業イメージ>



3 実施主体等

実施主体 : 都道府県・市(特別区含む)
補助率 : 国 1/2、都道府県・市(特別区含む) 1/2
補助単価案 : 1か所あたり年額 45,649千円※(1)～(4) 全て実施の場合

<事業実績>
令和4年度 : 3自治体(東京都、福岡県、札幌市)、6団体
令和5年度 : 5自治体(東京都、山口県、福岡県、札幌市、横浜市)、9団体

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【令和3年度創設】

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数（23 億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援員を配置している市区単位等で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえ、事業の実施主体（現行：市区）について、新たに**都道府県及び町村を対象として加える。**

2 事業の概要・スキーム

（1）地域協議会

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方針全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

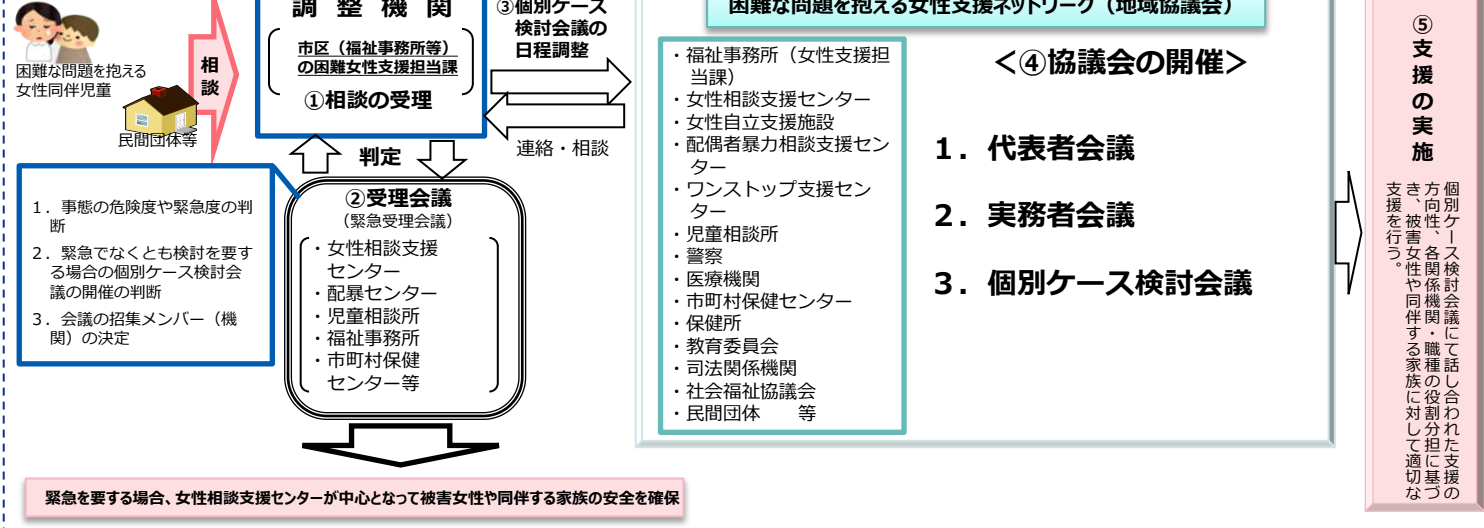
ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

（2）調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。

【モデル実践例】



3 実施主体等

【実施主体】 **都道府県**・女性相談支援員を設置している**市町村**（特別区含む）

【補助単価案】 1自治体当たり 8,770千円 【補助率】 国：10／10

民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数 (23 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱え女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

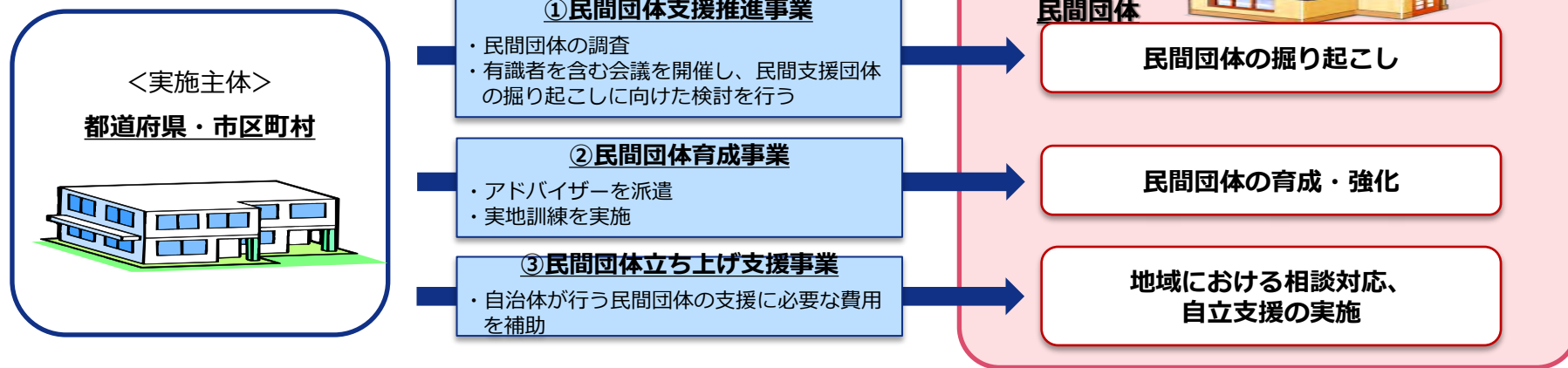
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2
【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,345千円

【事業実施自治体数】 令和4年度：1自治体（明石市）
令和5年度：3自治体（福島県、福岡県、明石市）

地方における再犯防止の取組の展開・推進について

令和6年度概算決定額
9,254千円

地方における再犯防止の取組を確立させるために法務省が行う3つの“促進”

1 ○地域再犯防止推進事業等の好事例を展開・促進

2 ○国及び地方公共団体間の情報共有を促進

3 ○都道府県と市区町村の連携による支援体制の確立を促進



【令和6年度の取組】

地域における再犯防止の取組の基盤となるネットワークの構築を支援

①全国会議

- ▶ 法務省から地方公共団体に対して効果的な取組を発信し、各地方公共団体における具体的取組の展開を促進

②ブロック協議会

- ▶ 全国会議の開催を受け、全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を実施



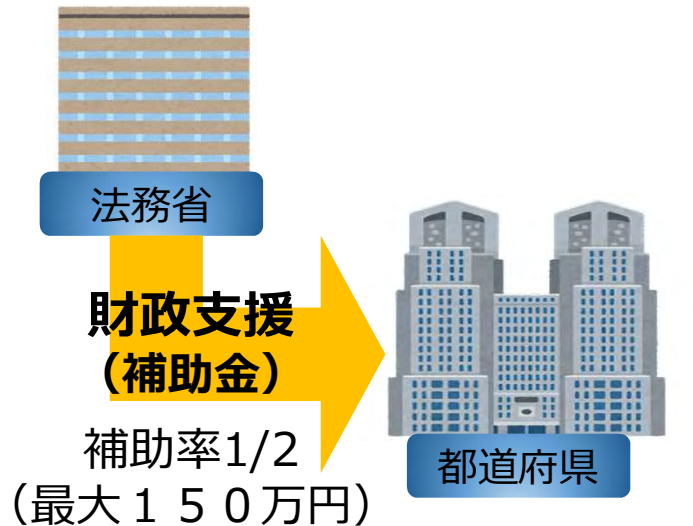
地域再犯防止推進事業について

令和6年度概算決定額
55,500千円

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 国と地方公共団体の役割分担を明確化の中で、都道府県に担っていただく再犯防止施策を整理
- 都道府県において当該支援を継続して実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費（印刷製本費、消耗品費等）、
役務費（通信運搬費等）、委託料 等

< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- （基礎自治体に対する）**施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- （基礎自治体に対する）**理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- （都道府県が行う）**直接支援**
就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

1 地域援助の概要

少年鑑別所法第131条（平成27年6月1日施行）

●少年鑑別所の長は、**地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため**、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、**必要な情報の提供、助言その他の援助を行う**とともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、**技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。**

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

●法務省は、法務少年支援センター（少年鑑別所）において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、**地域における多機関連携を一層強化する**。また、支援を必要とする当事者等の利便性向上の観点から、WEB面談システムの活用や、**関係機関に赴くなどのアウトリーチ型の支援等について検討を進めるとともに、地域援助に関する制度の周知広報のための取組を積極的に推進**するなどして、地域援助の充実を図る。



少年鑑別所の専門的知見・技術を活用して、関係機関と連携しながら地域の非行及び犯罪の防止に寄与

地域援助の内容

1 知的能力・性格調査

- 関係機関からの依頼を受けて、心理検査等を行い、子ども、保護者等にも結果を説明

2 問題行動の分析や支援方法の提案

- 心理検査等の結果を踏まえ、関係機関に対し問題行動の原因や支援方法について提案

3 子ども、保護者等に対する心理相談

- 関係機関や個人からの依頼を受けて、子ども、保護者等と心理相談を実施

4 研修・講演への講師派遣

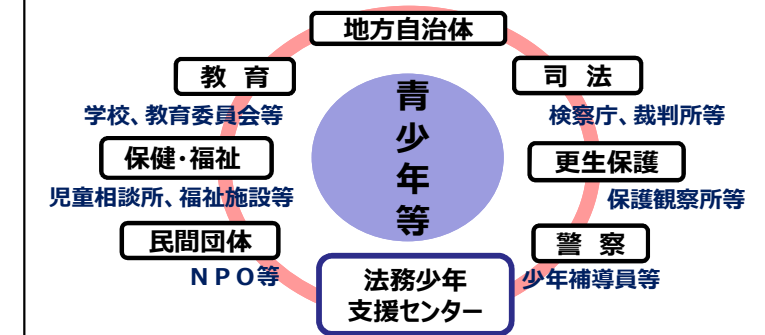
- 関係機関が主催する研修会等で、非行や子育て問題、思春期の子どもの行動理解と教育・指導方法等について分かりやすく説明

5 ケース検討会への参加

- 関係機関からの依頼に応じて、問題行動のある子どもに関するケース検討会等に参加し、指導方法等に関して助言



地域の関係機関と連携



地域援助件数

平成27年
4,697件



令和4年
14,013件

少年鑑別所法施行後から大幅に増加

2 地域援助における現状の問題点と対策

現 状

■ 少年鑑別所における観護処遇と地域援助

- ・観護処遇では、少年の健全育成に資するため、生活態度に関する助言・指導や学習支援のほか、就労支援や性教育等の教養講話を実施
- ・観護処遇等で培った非行・犯罪に関する専門的知識・技術を地域援助に活用し、非行防止教育などを実施
 - ▶ 地域援助の実施件数は増加傾向

■ 法務少年支援センターに対する児童虐待防止対策等の要請

- ・児童虐待防止対策の更なる推進について（令和4年9月 関係閣僚会議）
 - ▶ 虐待の未然防止に向けた取組の推進等
- ・生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）
 - ▶ 学校が協力を求める機関として法務少年支援センターを記載
- ・孤独・孤立対策の重点計画（令和4年12月 孤独・孤立対策推進会議）
 - ▶ より利用しやすい環境の整備と制度の周知広報

対 策

1 いじめ等の複雑な事案に対する専門性の向上

- ネットリテラシー教育に関する技能向上のための研修の実施
- 大麻の乱用防止教育に関する技能向上のための研修の実施
- 被虐待経験者への支援に関する技能向上のための研修の拡大（16庁→全庁）



2 地域援助実施体制の充実

- 情報通信技術を用いた心理相談に関するアセスメント技能向上研修の実施
- 地域援助用検査ツールを活用するための専用タブレットの整備（3か年計画3年次）（16庁）

問 題 点

■ 青少年の抱える課題に即した専門的知識・技能の強化等

- ・「闇バイト」による強盗加担など、近年、SNSを介した非行や犯罪が急増
 - ▶ 非行防止等の観点からネットリテラシー教育に関する技能向上が重要
- ・少年の大麻取締法違反による検挙人員が8年連続で増加
 - ▶ 大麻の乱用防止教育に関する知識・技能のアップデートが急務
- ・児童虐待は子どもの安全確保等の観点から迅速な対応が求められるが、専門的知識・技能を持つ職員の配置が限定的
 - ▶ 児童虐待に関する専門的知識・技能を持つ職員の全庁配置が必要

■ 相談者が利用しやすい地域援助の環境等の整備

- ・児童虐待等の問題はチーム対応が望ましいが、相談者の心理的負担が大きい
 - ▶ 面談の同席職員を極力減らし、情報共有を図れる体制の整備が必要
- ・少年鑑別所の庁数には限りがあり、遠方の相談者にとって利便性が低い
 - ▶ Web面談システムの更なる活用やアウトリーチ型支援の充実が必要

効 果

青少年の健全育成に資する観護処遇等の実現

- ・蓄積してきたノウハウに加え、非行等の動向を踏まえた知識・技能の習得
 - ▶ 少年の抱える課題や特性に応じた適切な観護処遇の実施
 - ▶ 専門的かつより相談者等のニーズに応えられる援助体制の充実

相談者にとって利用しやすい環境と援助体制の構築

- ・Web面談システムによる相談等においても質の高い支援を実施
- ・相談者に配慮したアウトリーチ型支援等に地域援助用検査ツールを活用
 - ▶ 相談者にとって相談しやすく協力を求めやすい機関へ



- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
 - ① コーディネート業務
福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。
 - ② フォローアップ業務
社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。
 - ③ 被疑者等支援業務（令和3年度～）
刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、福祉サービス等を利用できるように支援。令和4年度、弁護士との連携強化を促進。
 - ④ 相談支援業務
高齢又は障害のある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
 - ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業（消費者庁消費者制度課）

令和6年度予算（案）額 **30百万円**
（令和5年度予算額 30百万円）

消費者団体訴訟制度の企画・推進に必要な経費
89百万円の内数

事業概要・目的・必要性

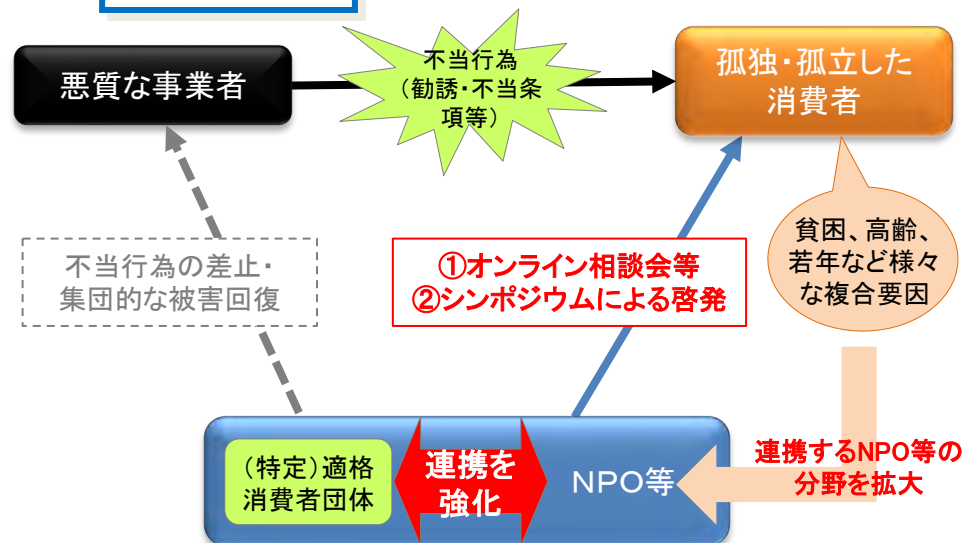
【目的・必要性】

- コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットとなりつつある。
- 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。また、孤独・孤立の他、貧困、高齢、若年といった要素が複合的に組み合わさって被害が生じている場合が多い。
- そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPOとの連携をより一層強化した広域的な対応が必要。

【概要】

- 孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPOとの連携を促進し、オンライン相談会等を通じて集中的に孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復に向けた啓発を促進する。
- 孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

事業イメージ



- 孤独・孤立を始めとする複合的な要因で生ずる消費者被害に対応するため、令和5年度には「貧困」、令和6年度には「高齢」、「若年」と連携するNPO等の分野的な範囲を拡大しオンライン相談会を行う予定としており、より幅広く消費者被害事案を把握していく。
- また、得られた被害情報を要因を踏まえて分析し、被害予防のための注意事項を整理した上で、シンポジウムを通じて周知・啓発を図るとともに、そのような情報を、連携をしたNPO等を通じて、より幅広い孤独・孤立した消費者に対して提供する。

資金の流れ



期待される効果

- NPO等との連携の強化を通じ、依然として支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害のより一層の防止・回復を促進できる。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

1,104百万円
1,139百万円



文部科学省

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組を支援することが不可欠

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する

きめ細かな支援事業（事業期間：H25～）

予算額：10億円

補助対象：都道府県・市区町村

※指定都市・中核市以外の市区町村は
都道府県を通じた間接補助

補助率：1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

（参考）令和5年度補助実績

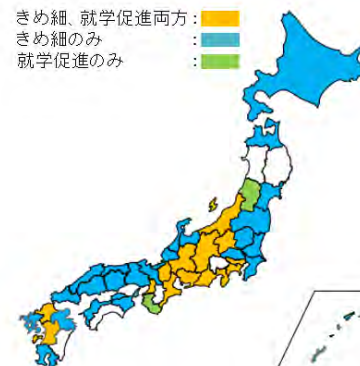
【きめ細事業実施】

31 都道府県
19 指定都市
24 中核市
103 市区町村

【就学事業実施】

2 県
5 指定都市
3 中核市
23 市区町村

きめ細、就学促進両方：黄色
きめ細のみ：青
就学促進のみ：緑



<関連する政府方針(抄)>

・海外企業・研究機関の国内誘致が進む地域での高度外国人材の受入環境を一層充実させるため、外国人の子供を受け入れる学校等での教育環境の整備に取り組む。「成長戦略フォローアップ」(R5.6.16閣議決定)

・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R5.6.9関係閣僚会議決定)

・外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、(略)関係省庁の連携により、(略)外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2023」(R5.6.16閣議決定)

アウトプット（活動目標）

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加（Ⅰ．帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加（Ⅱ．外国人の子供の就学促進事業）

短期アウトカム（成果目標）

初期（令和6年頃）

○日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される

○全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム（成果目標）

中期（令和8年頃）

○きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される

○全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム（成果目標）

長期（令和10年頃）

○全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる

○公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する

○全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える

○全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

（担当：総合教育政策局国際教育課）

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

495百万円
600百万円）



文部科学省

背景・課題

- ①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 4 5 5 百万円（前年度 5 6 0 百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：47件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）・時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

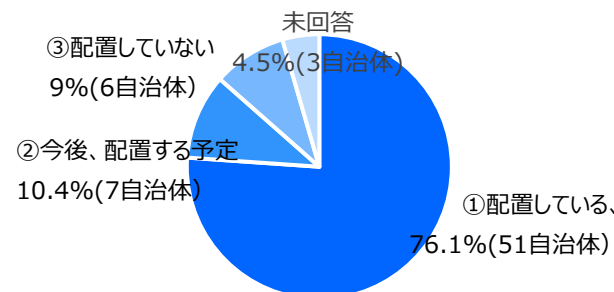
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 3 3 百万円（前年度 3 3 百万円）

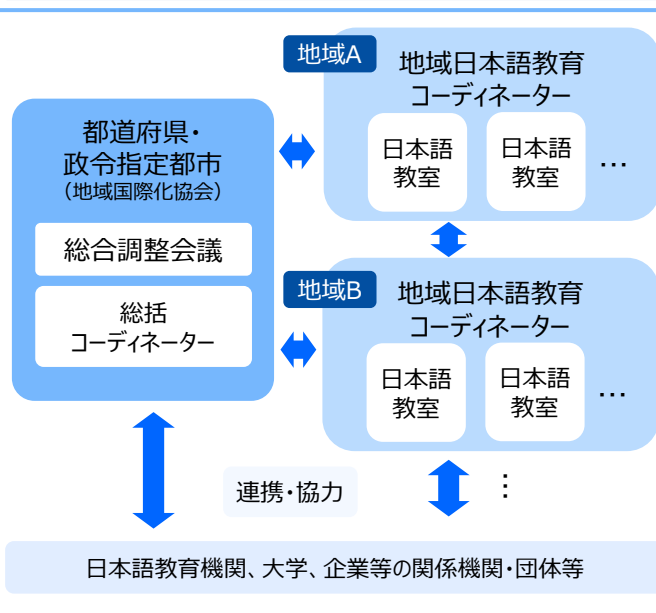
都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

令和6年度概算要求額 1.2億円 (1.2億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		

1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線が拡充部分

- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを強化

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

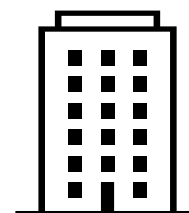
厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

※令和4年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：20,752件

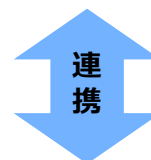
実施主体：民間事業者等

テレワーク相談センター

適正な労務管理下におけるテレワークの実施



支援



連携



・都道府県労働局
・都道府県働き方改革

企業等に対する支援

- ・相談対応（窓口、電話、メール）
- ・テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
- ・全国セミナー・個別相談会の開催
- ・総合ポータルサイトの運営 等

推進支援センター 等

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

＜対象者＞

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- 改** ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。）
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- 改** ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を恒久化。

＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等
- 改※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を恒久化。

3 实施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【实施自治体数】

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限 1年間に限り支給額を4万円加算する。

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

【令和3年度総支給件数】7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】2,757人（看護師 1,133人、准看護師 845人、保育士 171人、美容師 129人など）

【令和3年度就職者数】2,092人（看護師 1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師 100人など）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

- ＜対象者＞
- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 改 ① 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者(児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃)
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること
- ＜対象講座＞
- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
 - ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。
- ＜支給内容＞
- 1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円
 - 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 - ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。
- 改 ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【事業実績】

令和3年度支給件数 2,248件 就業実績 1,657件

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。